都市計画の案の理由書

１　種類・名称

東京都市計画緑地　第１０９号　長久保の森緑地

２　理　由

練馬区都市計画マスタープラン（平成２７年１２月改定）では、本計画地のある大泉学園町八丁目を含む第５地域のまちづくりの指針において、多面的な機能を持つ都市農地や屋敷林などの民有地の貴重なみどりを、良好な都市環境に必要なものとして保全することを掲げている。

また、練馬区みどりの総合計画（令和５年度改定）（令和６年３月）では、「重要な樹林地の保全」を重点施策に位置づけ、特に希少な樹林地は都市計画緑地として保全に努めることとしている。

本計画地は、東京都と区市町村が合同で策定している「緑確保の総合的な方針（改定）（令和２年７月）」における確保地として位置づけられた、エノキやムクノキ等の大木からなる面積約０．１１ヘクタールの樹林地である。当区域は、昭和６２年から憩いの森として広く区民の利用に供されている。

こうしたことから、当該地域のみどりを保全し、散策や休息の場などとして住環境の向上を図るため、本計画地約０．１１ヘクタールを都市計画緑地に追加する都市計画変更を行うものである。